

## 4—3 信州創生推進資金（成長支援向け）

### (1) 貸付対象者

ア モニタリング強化型特別保証制度要綱（20260119 中庁第1号）に定めるモニタリング強化型特別保証を利用し、認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出する者

イ アに該当し、かつ、売上高10億円突破支援プロジェクト（以下、「PJ」という）における「成長志向企業宣言」を策定し、県に提出している者

### (2) 貸付条件

貸付限度額	前記（1）貸付対象者アの場合
	設備資金・運転資金合計で 5,000万円
貸付利率	前記（1）貸付対象者イの場合
	設備資金 2億8,000万円 運転資金 5,000万円 ※ 一般保証2億8,000万円の範囲に限る（組合を除く）
貸付期間 ※1	前記（1）貸付対象者アの場合
	年1.7%
担保	前記（1）貸付対象者イの場合
	年1.2%
保証人	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要
返済方法	元金均等による月賦返済
その他	前記（1）貸付対象者アの場合、県制度融資の保証料補給のある資金に限り借換が可能 ※ 貸付対象者イは借換資金の利用不可

※1 貸付期間は1年超とすること

### (3) 申込書類

ア 共通提出書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 「モニタリング強化型特別保証」申込人資格要件申告書兼誓約書</li> <li>② 長野県信州創生推進資金（成長支援向け）申込確認書</li> <li>③ 許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金用途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる）</li> <li>④ 金融機関又は保証協会等が必要とする書類</li> </ul>

イ 前記(1)貸付対象者 イの場合
⑤ PJに係る「成長志向企業宣言」を確認できる書類、及びその認定を受けたことがわかる資料（認定事業者名が掲載された長野県公式HPの写し等）
ウ 設備資金の場合
⑥ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可） ⑦ 建築確認済証の写し（建築確認が必要な工事を行う場合に限る） ⑧ 不動産売買契約書案等（不動産を対象とする場合に限る） ⑨ 事業所以外の場所に設置する設備にあつては、設置場所の略図
エ 提出部数
2部（金融機関及び保証協会等あて。⑤は各機関の定めるところによる）

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

#### (4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（4）に該当。

#### (5) その他のポイント

ア 信用保証協会のモニタリング強化型特別保証を利用するものであること（国の全国統一の保証制度の対象）。

##### イ 貸付対象者

県内における営業期間が1年未満の者であっても、県外において1年以上継続して同一事業を営んでおり、かつその経営実態が良好である者が、県内において同一事業を行う場合にあっては、貸付けの対象となる。

##### ウ 借換条件

借換については、次のすべての条件を満たすこと

- (ア) 貸付対象者アとして本資金を利用すること
- (イ) 長野県中小企業融資保証料補給金交付要綱（平成15年3月31日付14産振第608号）に基づく保証料補給金が交付されている県制度融資に限り借換が可能であること。
- (ウ) 借換後の貸付期間は1年超であること
- (エ) 同一金融機関での借換であること。
- (オ) 借換対象となる従前の借入金について経営安定関連保証等のいわゆる「別枠保証」は借換に際しても別枠保証を利用することを原則とし、中小企業者の個別の事業を適切に勘案すること。
- (カ) 借換対象となる従前の借入金について担保を徴している場合は、借換に際して原則として担保を徴すること。
- (キ) 借換により従前の借入金を一括返済すること。

##### エ その他

(ア) PJとは、売上高10億円突破を目指す、売上高1億円以上10億円未満の企業の成長を後押しするため、設備投資への補助や専門家や副業・兼業人材の活用、販路開拓などに係る総合的な経営支援のこと。認定事業者名が掲載されたHPのURLは以下のとおり。

URL: <https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/sangyo/shokogyo/chusho/10okutoppashien.html>

(イ) 貸付期間が同一の場合に限り、設備資金・運転資金の一括申込みができるものとする（ただし、設備資金及び運転資金それぞれの金額を明記すること）。